

米子新体育館整備等事業 P F I 事業者選定アドバイザー業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

米子新体育館の P F I 手法（B T O 方式）を導入した事業及びそれに付随して行う米子市東山公園内の関連施設の一体管理の実施（以下「本事業」という。）に当たって、本事業を適正かつ確実に推進するため、技術、法務、財務等専門知識の提供及び民間事業者の公募のための各種資料の作成・公表、事業者選定に係る一連の支援を実施する総合的アドバイザー業務（以下「本業務」という。）を委託する。

この要領は、本業務において、企画提案書等を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザルの実施に際して必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

米子新体育館整備等事業 P F I 事業者選定アドバイザー業務

(2) 業務の内容

別添「米子新体育館整備等事業 P F I 事業者選定アドバイザー業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結日から令和 6 年 5 月 31 日まで

(4) 提案上限額

金 21,000 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 年度米子市物品・役務等指名競争入札参加資格者名簿へ登録のある者。

(3) 米子市の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。

(4) 本件調達公告日から本業務の参加申込書の提出の日までの間のいずれの日においても、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われた者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

(6) 平成 24 年度以降に、単独又は共同企業体の代表者として、以下の業務を完了した実績がある者であること。

P F I 方式を活用した事業のアドバイザー業務（以下「同種業務」という。）

(7) 市及び鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

4 応募手続

(1) 公募型プロポーザルに関する問合せ先

(事務局)

〒683-8686 鳥取県米子市東町 161 番地 2

米子市経済部文化観光局スポーツ振興課

電話 0859-23-5426 ファクシミリ 0859-23-5414

電子メールアドレス sports@city.yonago.lg.jp

(2) 参加申込書の提出

このプロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

ア 提出書類

- ・参加申込書（様式第1号）
- ・公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）
- ・添付書類（同種業務の完了実績を確認できるもの）

イ 提出期間及び時間

令和4年5月13日（金）から同年5月20日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとし、送付による場合は、令和4年5月20日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

ウ 提出方法

事務局に持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

また、送付によって提出のあった場合は、受理した旨の連絡を遅滞なく行うので、これを確認できないときは、事務局へ問い合わせること。

(3) 参加申込みに関する質疑応答

ア 参加申込みに関して質問がある場合は、令和4年5月17日（火）午後5時までに事務局の電子メールアドレスに提出すること。（様式第5号）

イ 電子メール以外での質問は受け付けない。

ウ 質問及び回答の内容は、質問者名を伏せて米子市スポーツ振興課のホームページ（<https://www.city.yonago.lg.jp/1849.htm>）に掲載して、参加申込書の提出期限までに随時回答する。

(4) 企画提案書の提出

プロポーザル参加者は、参加申込書を提出した後、以下の書類を期限内に提出すること。

ア 提出書類

「米子新体育館整備等事業PFI事業者選定アドバイザー業務企画提案書等作成要領」（以下「作成要領」という。）に基づく提出書類

イ 提出期限

令和4年6月8日（水）午後5時まで

ウ 提出方法

事務局に持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

また、送付によって提出のあった場合は、受理した旨の連絡を遅滞なく行うので、これを確認できないときは、事務局へ問い合わせること。

(5) 企画提案書作成に関する質疑応答

ア 企画提案書の作成に当たり質問がある場合は、令和4年5月27日（金）午後5時までに事務局の電子メールアドレスに提出すること。（様式第5号）

イ 電子メール以外での質問は受け付けない。

ウ 質問及び回答の内容は、質問者名を伏せて米子市スポーツ振興課のホームページ（<https://www.city.yonago.lg.jp/1849.htm>）に掲載して、企画提案書の提出

期限までに随時回答する。

(6) その他留意事項

- ア このプロポーザルへの参加は、参加申込書を期日までに提出した者に限る。
- イ 企画提案書等の提出後、企画提案書等に係る個別事項に疑義がある場合は、事務局から質問することがある。
- ウ 連携を依頼する予定の者及び業務の一部の再委託を予定する者（以下「協力者等」という。）の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領の1の実施体制図で明らかにすること。
- エ 協力者等は、異なる提案者の協力者等であっても認める。
- オ 本業務の受託者（協力者等を含む）と資本もしくは人事等において一定の関係のある者（会社法第2条第3号又は第4号に規定する親会社及び子会社の関係）は今後、本事業において事業者側としては参画できない。

5 審査会の設置

企画提案書等の審査を行うため、米子市公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（米子新体育館整備等事業PFI事業者選定アドバイザー業務）（以下「審査会」という。）を設置する。

- (1) 審査会は、企画提案書等の順位を審議し、決定するものとする。
- (2) 審査会は、5名で構成し、委員長及び委員を置くものとする。
- (3) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

6 プレゼンテーション・ヒアリングの実施

企画提案書の内容について審査を行うため、提案書によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、日時等については変更する可能性がある。

- (1) 日時
令和4年6月中旬頃（参加申込者に後日通知する）
- (2) 場所
WEB会議形式とする（参加申込者に後日通知する）
- (3) 持ち時間等
プレゼンテーションは20分以内とし、プレゼンテーション終了後、審査会委員からのヒアリングを40分程度設ける。ただし、参加申込者数によって変更することがある。
- (4) その他
 - ア 開催日時等の詳細は、改めて参加申込者に通知する。
 - イ 企画提案書提出後の内容の差し替え及び追加は認めない。
 - ウ プレゼンテーション・ヒアリングは、必ず業務の従事予定者が行うこととする。

7 評価方法

それぞれの審査会委員が、次表の評価項目ごと（価格点を除く）に5段階で評価を行い、その評価点にそれぞれ係数を乗じたものの合計点（100点満点）をその提案者の得点とする。

評価項目		評価の視点	評価点	係数	配点
内容 評価 点	履行能力	提案者の履行能力の有無 ・同種業務の実績の件数、内容から円滑な履行が期待できるか。	5点～ 1点	×2	10点
	実施体制	履行の人的・組織的体制 ・経営、会計、法務及び技術に関する専門家・有資格者が可能な限り直接雇用者に		×4	20点

		<ul style="list-style-type: none"> より配置されているか。 業務統括者は同種業務における統括的経験を十分有しているか。 従事予定者に同種業務の従事経験が十分か。 十分な人員数が配置されているか。 従事予定者が他の同種業務に並行して従事している場合、本業務への従事が十分に確保できるか。 体育施設整備に関する知識や実績を十分に有した協力者等が確保された実施体制か。 協力者等の役割分担が適切か。 		
業務 完 遂 能 力	理解度	<ul style="list-style-type: none"> 本事業のこれまでの検討経緯、特性や本業務の子細を理解しているか。 本事業及び本業務の課題を把握しているか。 	× 3	15 点
	提案力	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画上の基本コンセプトや東山公園の活性化を実現するための、民間事業者との対話、事業提案の審査方法等の工夫が提案されているか。 民間事業者の参画意欲がより向上するような市場調査の提案であるか。 民間事業者のノウハウを最大限活用できるような実施方針、要求水準の作成が期待できるか。 市及び県との円滑な連携や効率的に業務を進めるための提案であるか。 その他本事業を円滑に実施するための提案等がなされているか。 	× 6	30 点
	計画力	<ul style="list-style-type: none"> 本事業遂行のための作業工程が適切に示されているか。 各業務の取組み計画、体制は適切か。 	× 3	15 点
見積金額 (価格点)	【計算式】 10 点×応募価格のうちの最低価格／応募価格 ※上記計算式で得られた結果の小数点以下を切り捨て整数とする。(そのため、応募価格のうち最低価格が満点となる)			10 点

※評価点の判断基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

評価点	判断基準
5	非常に優れている
4	優れている
3	普通
2	やや劣る
1	非常に劣る又は審査不能

8 選定方法

- (1) 各審査会委員の合計点を集計し、最も高い得点を得た者から順位付けをする。
- (2) 最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。
- (3) 審査の結果、同点の場合は「内容評価点」と「価格点」が異なる場合、「内容評価

点」が高い者を最優秀提案者とし、「内容評価点」と「価格点」が同じ場合、「応募価格」が低い者を最優秀提案者とする。なお、「応募価格」が同じ場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

9 審査結果の通知、公表

- (1) 審査結果を提案者全員に文書で通知し、その概要を米子市スポーツ振興課のホームページで公表する。
- (2) 通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者と当該通知の相手方のみ記載する。
- (3) 公表の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者のみ記載する。
- (4) 審査の経緯は公表しない。
- (5) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

10 契約の締結

8により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、改めて見積書を徴取し、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含み、協議の結果、仕様書を修正する場合がある。

協議が不調のときは、同項により順位付けられた上位の者から契約締結の協議を行う。

11 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------------------|--------------|
| (1) 公募開始 | 令和4年5月13日（金） |
| (2) 参加申込みに関する質問の受付期限 | 令和4年5月17日（火） |
| (3) 参加申込書の提出期限 | 令和4年5月20日（金） |
| (4) 企画提案書作成に関する質問の受付期限 | 令和4年5月27日（金） |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和4年6月8日（水） |
| (6) 審査会開催（プレゼンテーション・ヒアリング実施） | 令和4年6月中旬頃 |
| (7) 審査結果の通知 | 令和4年6月中旬頃 |
| (8) 契約締結等の協議及び見積依頼 | 令和4年6月下旬頃 |
| (9) 契約締結 | 令和4年6月下旬頃 |

12 その他

- (1) 本業務の変更または中止の可能性について
本事業の遂行に必要な議決が得られない等、本事業の遂行が困難になった場合等は、本業務を変更または中止し打ち切り精算することがある。
- (2) 企画提案書の無効
3の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。
- (3) 提案者の失格
提案者のうち審査会委員に事前に働きかけを行った者については、失格とする。
- (4) 審査結果の通知
審査結果は、提案者全員に通知するものとする。
- (5) 企画提案書の取扱い
企画提案書は返却しない。
- (6) 応募の取り下げ
提案者は企画提案書の提出後に、このプロポーザルの応募を取り下げの場合、遅滞なく事務局に連絡し、かつ、文書で通知しなければならない。
- (7) 参加費用
このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(8) 著作権の取扱い

- ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。
- イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
- ウ 市は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(9) 情報公開の取扱い

提案者は、提案書が米子市情報公開条例（平成 17 年 3 月 31 日条例第 22 号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上提出するものとする。

(10) 契約の解除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを米子警察署に照会する場合がある。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(11) その他

この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に必要な事項は、米子市長が別に定める。